

農業次世代人材投資資金（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業研修機関等認定要領

（平成24年4月20日付け24農経第165号農林水産部長通知）

第1 趣旨

この要領は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「総合支援事業実施要綱」という。）別記1の第5の1の（1）イ（ア）及び新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知（以下「加速化対策実施要綱」という。）別記1の第5の1（2）アにより、農業次世代人材投資資金（準備型）（以下「準備型」という。）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金（以下「氷河期世代資金」という。）の交付対象者が研修を受ける研修先について、愛知県（以下「県」という。）が就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等として認定するにあたり必要な事項を定める。

第2 認定基準

準備型及び氷河期世代資金の交付対象者の研修先として県が認める研修機関等は、県または市町村から就農に向けて必要な技術等を習得できる研修先として位置づけられ、以下の認定基準を全て満たしているものとする。

- 1 研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。
- 2 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること。

（1）研修実施体制

- ① 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること（先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、②の研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。）。
- ② 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。
- ③ 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）。

（2）研修期間

概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えること）を確保すること。

（3）研修内容

就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定していること。

- ① 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修
- ② 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修

- ③ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修
- 3 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること。
 - 4 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること。
 - 5 研修終了後に、研修生が就農できるよう支援することが可能であること。
 - 6 総合支援事業実施要綱及び加速化対策実施要綱に基づき県が行う以下の事務等に対する協力が可能であること。
 - (1) 研修状況報告等の提出物に関する指導や研修実施状況の確認。
 - (2) 準備型の交付を受けた者（以下「準備型交付対象者」という。）及び氷河期世代資金の交付を受けた者（以下「氷河期世代交付対象者」という。）が、研修（総合支援事業実施要綱別記1の第6の1の（7）ア及び加速化対策実施要綱別記1の第6の7（1）の継続研修を含む。以下同じ。）終了後1年以内に原則50歳未満で独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農できなかった場合などに行う準備型及び氷河期世代資金の返還事務等。
 - 7 その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関として適切であること。

第3 研修機関等の申請及び認定手続き

準備型及び氷河期世代資金の交付対象者の研修先として、県の認定を希望する研修機関等は、研修機関等認定申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）を作成し、知事に申請し認定を得るものとする。

なお、その手続きは次のとおりとする。

1 研修機関等の申請

研修機関等は、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修先として位置付けられた又は位置付けを希望する市町村へ申請書を提出するものとする。

なお、県内の複数市町村又は県外地域への就農支援を行う研修先として位置付けられた又は位置付けを希望する研修機関等は、管轄の農林水産事務所農業改良普及課（以下「農業改良普及課」という。）又は県立農業大学校企画研修部就農企画科（以下「就農企画科」という。）へ申請書を提出するものとする。

2 市町村の推薦

市町村は、準備型及び氷河期世代資金の交付対象者の研修先として適当と認められる研修機関等の申請書に市町村長の研修機関等推薦書（別紙様式第2号）を添えて、農業改良普及課に提出するものとする。

なお、研修機関等を推薦する市町村は、総合支援事業実施要綱及び加速化対策実施要綱に基づき県が行う以下の事務等に対して、県が協力を求めた場合には可能な限り協力するものとする。

- (1) 推薦した研修機関等における準備型及び氷河期世代交付対象者の研修実施状況の確認。
- (2) 推薦した研修機関等における準備型及び氷河期世代交付対象者が、研修（継続研修を含む。）終了後1年以内に原則50歳未満で独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農できなかった場合などに行う準備型及び氷河期世代資金の返還事務等。

3 農林水産事務所及び農業大学校の副申

- (1) 農業改良普及課は、市町村からの推薦内容や研修機関等の申請内容について、申請のあった研修機関等や研修機関等が所在する市町村に確認するなど審査（課内における文書協議）し、認定基準を満たしているとき認められるときは、農林水産事務所長から農業水産局長への副申（別紙様式第3号）を添えて、県農業水産局農政部農業経営課（以下「農業経営課」という。）へ申請書類を提出するものとする。
- (2) 就農企画科は、研修機関等の申請内容について、申請のあった研修機関等を確認するなど審査（課内における文書協議）し、認定基準を満たしているとき認められるときは、農業大学校長から農業水産局長への副申（別紙様式第3号）を添えて、農業経営課へ申請書類を提出するものとする。

4 研修機関等の認定

- (1) 農業経営課は、研修機関等からの申請内容を審査（課内における文書協議）し、認定基準をすべて満たしているとき認められるときは、当該研修機関等に対して知事認定を行う。
- (2) 農業経営課は、認定結果について、農業改良普及課、市町村及び就農企画科を経由して、申請のあった研修機関等に通知するものとする。
また、認定しなかった研修機関等へも同様に通知する。

第4 研修機関等の申請受付時期

県が別に通知する。

第5 研修機関等の認定有効期間

認定の有効期間は、認定年度を含めて3年間とする。

なお、有効期間満了後、準備型の交付対象者の研修先として、県の認定を希望する研修機関等は、再度、第3の手続きを行うものとする。

第6 研修機関等の変更申請及び変更認定手続き

研修機関等が第5の認定有効期間中に以下の内容を変更する場合は、再度、第3の手続きに準じて手続きを行うものとする。

- 1 代表者
- 2 研修責任者又は研修指導者
- 3 研修内容（研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更は除く。）
- 4 その他変更申請が必要な事項

第7 研修機関等に対する指導

農業改良普及課及び就農企画科は、研修機関等が認定基準を満たし、適切な研修を実施できるよう、関係機関と連携し、必要な指導を行う。

附則 この要領は、平成24年4月20日から施行する。

附則 この要領は、平成25年5月8日から適用する。

附則 この要領は、平成27年3月17日から適用する。

附則 この要領は、平成29年5月15日から適用する。

この通知による改正前の青年就農給付金（準備型）研修機関等認定要領の規定に基づき認定した研修機関等に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則 この要領は、平成30年5月24日から適用する。

附則 この要領は、令和元年6月4日から適用する。

この通知による改正前の農業次世代人材投資資金（準備型）研修機関等認定要領の規定に基づき認定した研修機関等に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則 この要領は、令和2年5月28日から適用する。

この通知による改正前の農業次世代人材投資資金（準備型）研修機関等認定要領の規定に基づき認定した研修機関等に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則 この要領は、令和3年1月1日から適用する。

附則 この要領は、令和3年5月18日から適用する。